

令和7年(ワ)第7441号 国家賠償請求事件

原告 ほか3名

被告 国

証拠説明書(1)

令和7年8月22日

東京地方裁判所民事第50部合D係 御中

被告指定代理人

橋本政和

津野立也

杉田龍政

阿川嘉道

武田寛子

高橋一光

金山亮吾

略語等は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙 1	「注釈 日本国憲 法」上巻 (樋口陽一ほか 著)	写し S59. 3. 23	憲法 3 4 条の「正当な理由」 とは、単に犯罪事実ないし被告 事件があるということにとどま らず、それを含めて拘禁を必要 とする合理的・実質的理由を意 味することなど
乙 2	憲法学教室 I (浦部法穂著)	写し S63. 12. 25	同上
乙 3	ポケット註釈全書 憲法 (上) [新 版] (佐藤功著)	写し S58. 4. 25	同上
乙 4	逐条実務刑事訴訟 法 (伊丹俊彦著)	写し H30. 11. 20	勾留の制度が、刑事裁判を適 正に運営し国家刑罰権を行使す るために被疑者及び被告人を拘 束して罪証隠滅を防止し、出頭 などを確保することを目的とす ることなど
乙 5	大コンメンタール 刑事訴訟法 [第三 版] 第 2 巻 (中山善房ほか	写し R6. 7. 30	勾留の制度の目的、必要的保 釈の制度が無罪推定の原則を前 提としていること、刑訴法 8 9 条 1 号の趣旨

	編)			
乙6	条解 刑事訴訟法 〔第5版増補版〕 (松本時夫ほか 編)	写し	R6. 7. 15	刑事訴訟法の目的、刑訴法8 9条1号の「罪を犯したもので あるとき」と言う文言の意義、 刑訴法81条本文の趣旨など
乙7	新刑事訴訟法概説 (野木新一ほか 著)	写し	S23. 9. 28	刑訴法60条1項2号の制定 過程について
乙8	第二回国会参議院 司法委員会会議録 第四十号 (参議院事務局)	写し	S23. 6. 11	昭和23年6月11日に開催 された刑事訴訟法の改正に関す る公聴会において、罪証隠滅を 理由とする勾留が公平な司法権 の運用のために必要やむを得な い措置である旨の発言がされて いたこと
乙9	全訂 日本国憲法 (宮澤俊義・芦部 信喜著)	写し	S53. 9. 4	憲法34条と刑訴法の関係に ついて
乙10	憲法講義〔改訂 版〕(上) (小林直樹著)	写し	S47. 3. 30	罪証隠滅のおそれがあること は憲法34条の「正当な理由」 に含まれること
乙11	「新時代の刑事司 法制度特別部会」 (特別部会)の第 17回会議の議事	写し	H24. 12. 25	特別部会において、勾留要件 や保釈要件の在り方について議 論がされ、その中でされた発言 について

	録			
乙12	「新時代の刑事司法制度特別部会」 (特別部会) 第2 作業分科会出席者 名簿	写し	H25. 3. 8	乙11記載の高橋幹事が、最高裁判所事務総局刑事局第一課長であったこと
乙13	「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」	写し	H26. 7. 9	特別部会の最終的なとりまとめにおいて、勾留要件や保釈要件を改めるのではなく、身体拘束に関する判断の在り方について、現行法上確立している解釈を法文に明記する改正を求めることとされたこと
乙14	注釈日本国憲法 (2) (長谷部恭男編)	写し	H29. 1. 30	憲法18条が奴隷的拘束の絶対的禁止を定めていること、同上の「意に反する苦役」の意義について
乙15	「新刑事訴訟法一 提案理由と国会の 修正一」 (最高裁判所事務 局刑事部)	写し	S23	刑訴法89条4号の制定の経緯について
乙16	註解日本国憲法 (上巻)	写し	S28. 11. 10	必要的保釈の除外事由が適切であるかどうかは憲法34条の

	(法学協会編)			「正当な理由」との関係において考えるべきこと
乙17	注釈 刑事訴訟法 〔第3版〕第2巻 (河上和雄ほか 編)	写し	R2.6.1	刑訴法89条1号は、いわゆる重罪といわれるもので、有罪の判決がなされると相当に重い刑に処せられる場合であり、保釈保証金の担保によっては逃亡を防止することができないと定型的に考えられたため、設けられた規定であること、同条3号は、同号に規定するような被告人は、定型的に逃亡のおそれがありきわめて強いため、必要的保釈の除外事由とされたものであること